国税の審査請求について

～ 税務署長等の処分に不服があるとき ～

税務大学校　研究部
主任教授　鈴尾　泰彦

本日の内容

1　国税の不服申立制度について

2　審査請求における一般的な審理の流れ

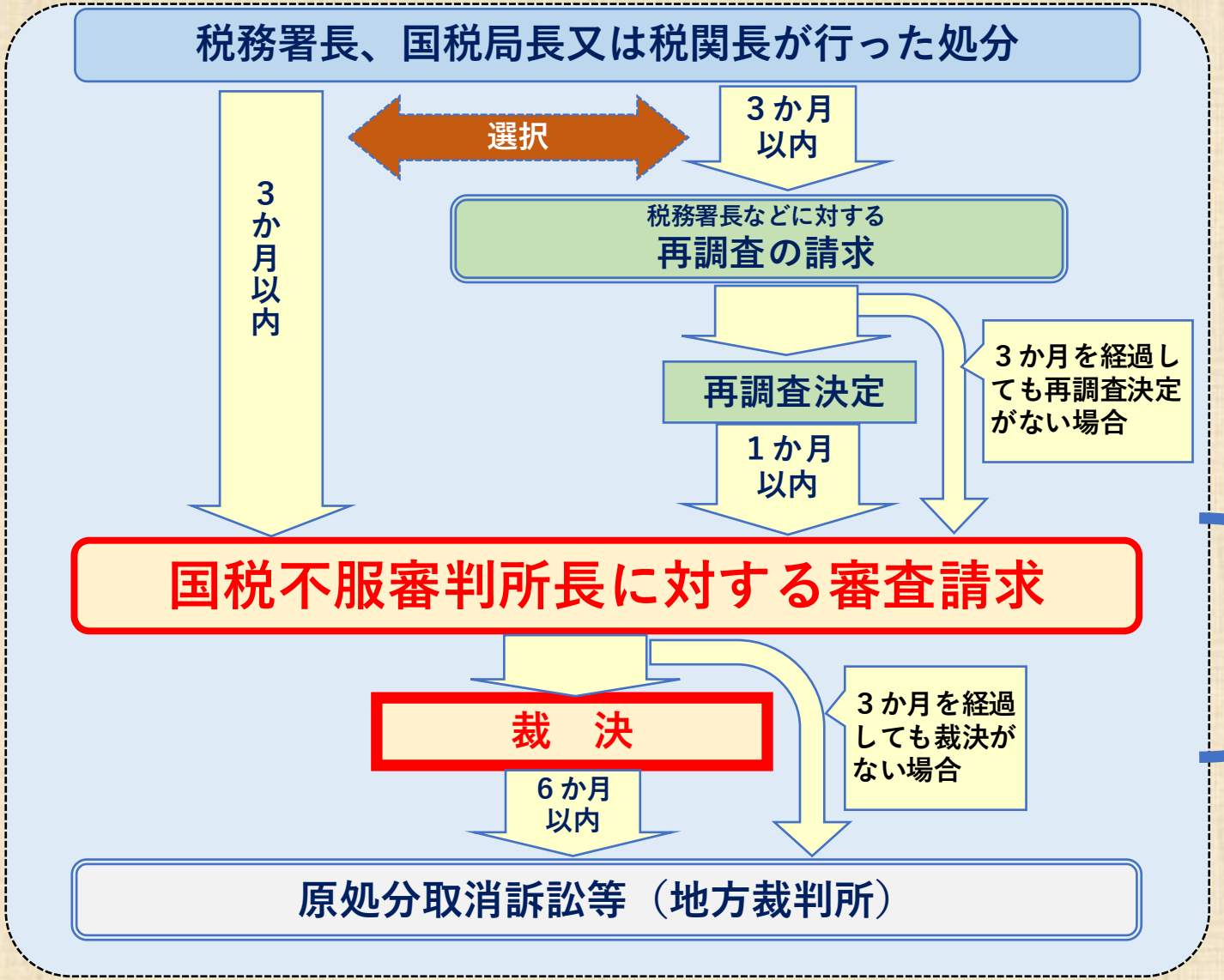
3　裁決の種類、内容など

4　国税不服審判所とは？

5　各種件数の推移など

6　審査請求の制度・手続、裁決事例などの調べ方

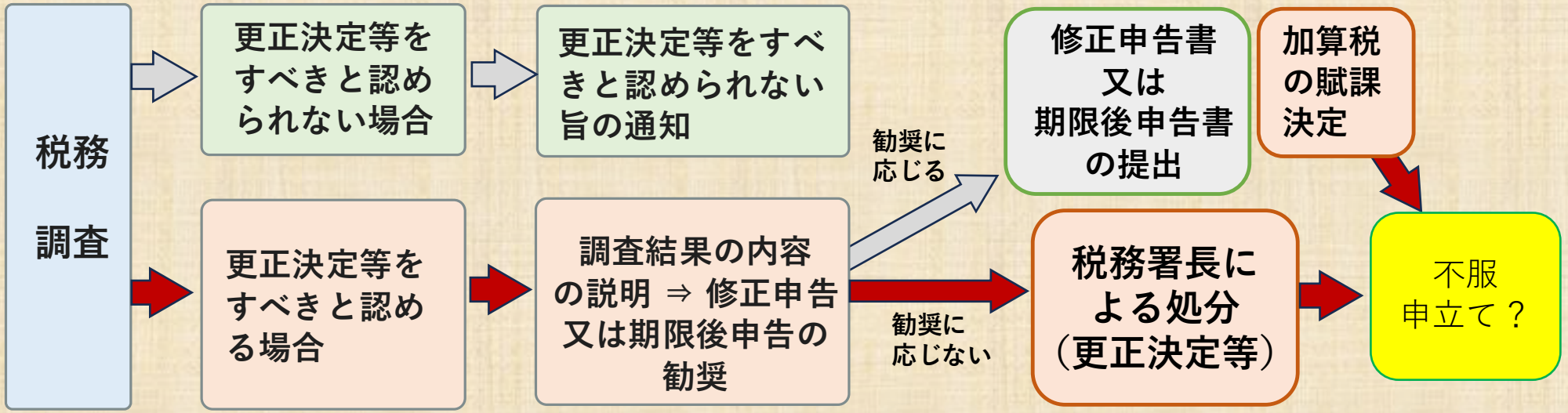
1　国税の不服申立制度について



本日は、この部分を中心に説明します。

1　国税の不服申立制度について

～ 税務調査から税務署長による処分（更正決定等）までの流れ ～



（注）「更正決定等」とは税務署長等が行う更正、決定、加算税等の賦課決定などをいう。

例：Ａさんは、アパートの貸付による家賃収入などを申告。税務調査を受け、更正処分を受ける。

令和７年分申告

・収入	**500**
・必要経費	200
・所得	300
・所得税	**20**

※ 復興特別所得税等は省略

税務調査の結果、**収入の申告もれ100**が認められる旨、調査結果の説明及び修正申告の勧奨を受ける。

勧奨に応じない

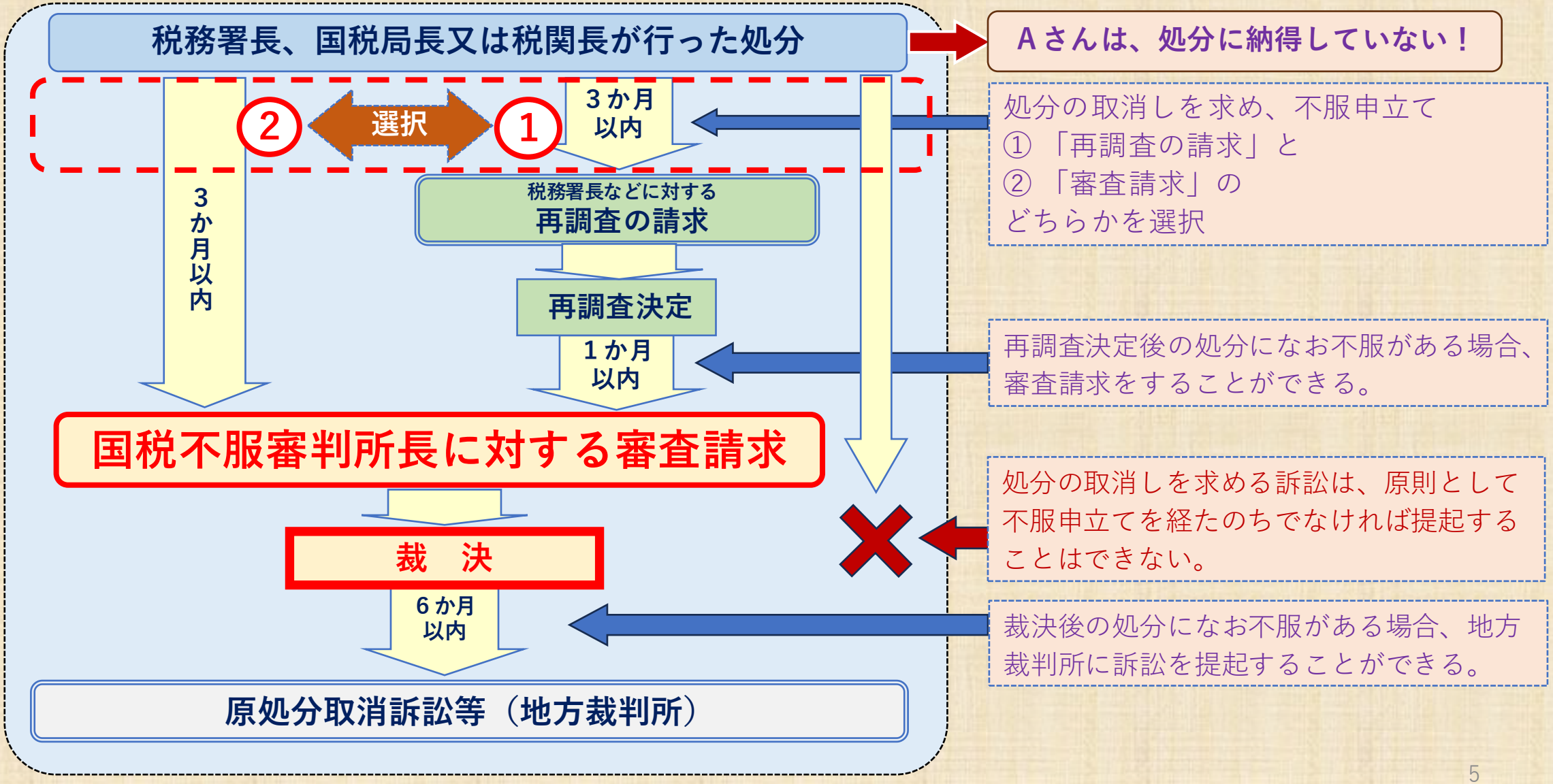
令和７年分更正

・収入	**600**
・必要経費	200
・所得	400
・所得税	**30**

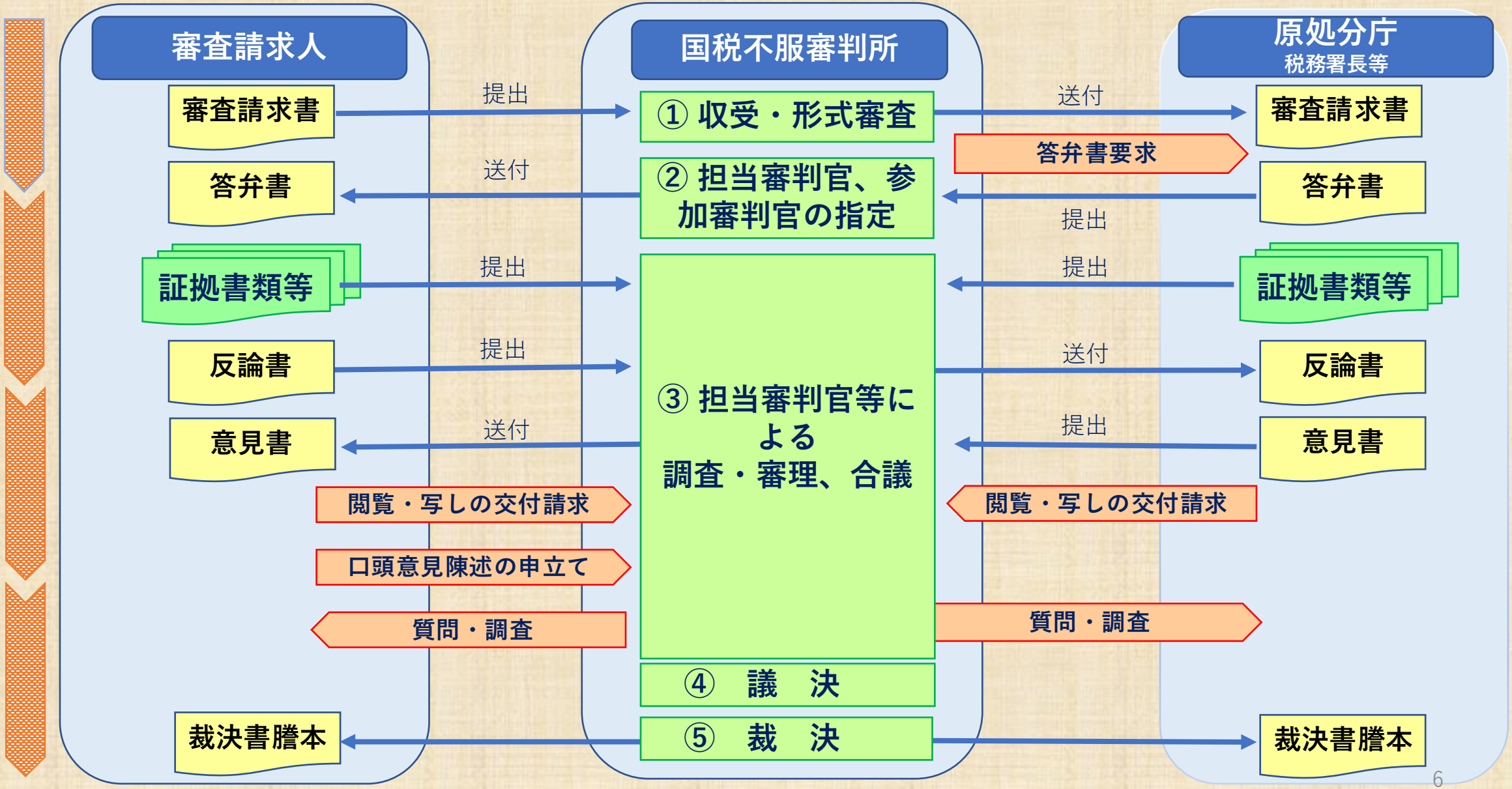
※ 加算税・延滞税等は省略

不服申立て？

1　国税の不服申立制度について



2　審査請求における一般的な審理の流れ



2　審査請求における一般的な審理の流れ

～ 審査請求人が行う主な手続 ～

1　審査請求書の提出

✓　処分の内容、審査請求の趣旨、理由など、所定の事項を記載し、所定の期限内（注１）に提出（注２）する必要あり

（注１）　令和８年熊本地震に伴う国税に関する審査請求の期限の延長については、国税不服審判所ホームページ参照

（注２）　国税電子申告・納税システム（e-Tax）での提出可

2　反論書、証拠書類等の提出

✓　原処分庁の答弁書に対する反論書や自己の主張を裏付ける証拠書類又は証拠物を提出することができる。

⇒　できるだけ早い段階で、積極的に提出することが重要

3　閲覧・写しの交付請求

✓　原処分庁が国税不服審判所に任意で提出した証拠書類等や、担当審判官が職権で提出を求めて提出された書類等について、閲覧又は写しの交付を請求できる。

4　口頭意見陳述の申立て

✓　自己の主張を書面で提出するほか、口頭で意見を述べる旨（口頭意見陳述）の申立てをすることができる。

✓　口頭意見陳述の際、担当審判官の許可を得て原処分庁に質問をすることもできる。

2　審査請求における一般的な審理の流れ

～ 国税不服審判所の審査等 ～

1　形式審査

審査請求が法律の規定に従っているかどうかの形式的な審査

⇒

審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかな場合

⇒

国税不服審判所長は、審理の対象として取り上げない旨の「却下」の裁決を行う

2　調査・審理など

国税不服審判所長は、担当審判官１名及び参加審判官２名以上を指定⇒合議体を構成

⇒

担当審判官等は、審理を行うために必要があるとき

⇒

審査請求人、原処分庁又は参考人等に対して質問し、帳簿書類等の提出を求め、これを留置し、検査し、又は鑑定人に鑑定させることができる

3　合議、議決、裁決

審理が終了すると、合議体を構成する担当審判官と参加審判官は、合議を開催

⇒

審査請求に対する結論（議決）を出す

⇒

国税不服審判所長は、議決に基づいて、裁決を行う

3　裁決の種類、内容など

裁決とは　税務署長などが行った原処分（更正決定等）についての審査請求に対し、国税不服審判所長が示す判断

種　　類	内　　容
全部取消し	審査請求人が原処分の全部の取消しを求める場合において、その請求の全部を認めたもの
一部取消し	審査請求人が原処分の全部の取消しを求める場合において、その請求の一部を認めたものなど
棄　却	審査請求人が原処分の取消し又は変更を求める場合において、その請求を認めなかったもの
却　下	審査請求が不適法であるもの（正当な理由なく法定の期間経過後にされたとき、国税に関する法律に基づく処分に該当しないものを審査請求の対象としているときなど）
変　更	審査請求人が原処分の変更を求める場合において、その請求の全部又は一部を認めたもの（例えば、耐用年数の短縮に関する処分に対し、耐用年数を変更する裁決など）

3　裁決の種類、内容など

（例）Ａさんが更正処分を不服として、審査請求をした場合：

令和７年分 申告
- **収入　500**
- 必要経費　200
- 所得　300
- 所得税　20

令和７年分 更正
- **収入　600**
- 必要経費　200
- 所得　400
- 所得税　30

審査請求

【Aさんの主張】
- **収入　500**

Bからの家賃収入100は令和８年分の収入である。

【原処分庁の主張】
- **収入　600**

Bからの家賃収入100は令和７年分の収入である。

調査・審理、合議

↓

議　決

↓

裁　決

棄　却	一部取消し	全部取消し
原処分（更正）が相当	**Aさんの請求を一部認容**	**Aさんの請求を全部認容**
収入　600 必要経費　200 所得　400 所得税　30	**収入　550** 必要経費　200 所得　350 所得税　25	**収入　500** 必要経費　200 所得　300 所得税　20

3　裁決の種類、内容など

1　裁決は、関係行政庁を拘束する行政部内の最終判断

✓ 原処分庁は、同じ理由で再度処分をしたり、裁決に不服があっても訴訟を提起できない。

（例）Ａさんのケース：

裁　決　の　種　類		
棄　却	**一部取消し**	**全部取消し**
原処分（更正）が相当	Aさんの請求を一部認容	Aさんの請求を全部認容
・収入　600 ・必要経費　200 ・所得　400 ・所得税　30	・収入　550 ・必要経費　200 ・所得　350 ・所得税　25	・収入　500 ・必要経費　200 ・所得　300 ・所得税　20

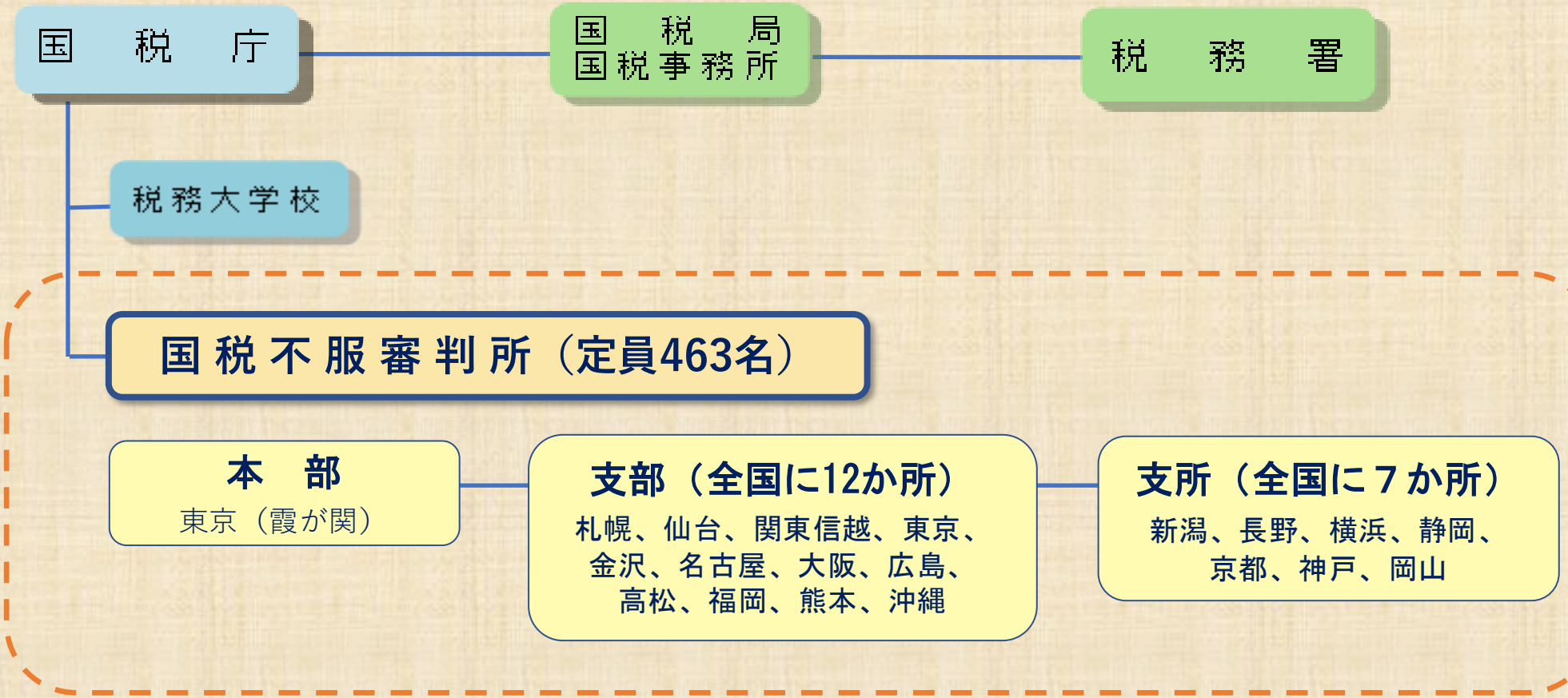
Ａさん：原処分取消訴訟等を提起できる。

原処分庁：同じ理由で再度処分をしたり、訴訟を提起できない。

2　裁決では、審査請求人の不利益に処分を変更することはできない。

4　国税不服審判所とは？

～ 国税不服審判所の組織 ～



4　国税不服審判所とは？

～ 国税不服審判所における中立性・公正性のための仕組み ～

1　国税不服審判所長は歴代裁判官出身者

2　一部の支部には裁判官・検察官出身者を配置

3　弁護士、税理士・公認会計士等の民間専門家も調査・審理に参加

※　民間専門家の募集については、次のスライドで説明します。

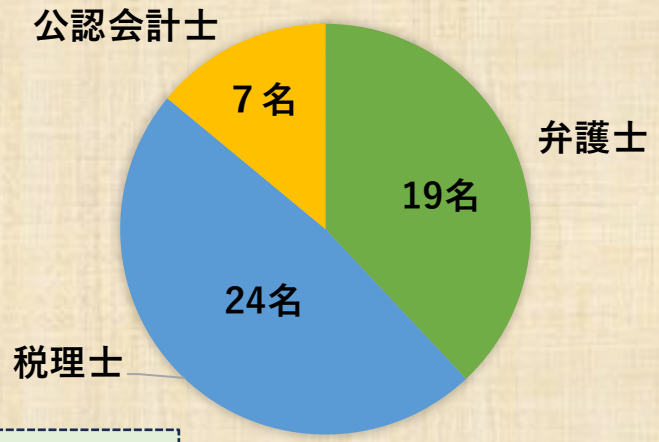
4　国税不服審判所とは？

～民間専門家の国税審判官への登用～

令和２年度以降の採用状況

採用年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
応募者数	98	91	85	74	57	100	58
採用者数	16	11	19	15	13	17	17

民間専門家から登用された国税審判官の在籍者（50名）の内訳（令和８年７月10日現在）



（参考）国税審判官（特定任期付職員）の募集について

- 応募条件：　弁護士、税理士、公認会計士又は大学の教授若しくは准教授の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有すること
  職務内容を遂行するために必要とされる高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有すると認められること
- 採用人数：　15名程度
- 任用期間：　令和９年７月10日から令和12年７月９日までの原則３年間（例外あり）
- 選考方法：　書類選考及び面接試験
- 募集期間：　令和８年８月１日（土）から同年10月19日（月）まで

4　国税不服審判所とは？

～ 国税不服審判所の使命 ～

税務行政部内における公正な第三者的機関として、
適正かつ迅速な事件処理を通じて

納税者の正当な 権利利益の救済	税務行政の適正な 運営の確保

を使命としています

～ 国税不服審判所の権限・特徴 ～

1　裁決権を持つ

2　一定の手続を経て、国税庁長官通達の法令解釈に拘束されずに裁決できる

3　裁決は行政部内の最終判断で、関係行政庁を拘束する

4　国税不服審判所とは？

～ 使命を実現するための仕組みと取組 ～

1　合議体による審理・判断

- ✓　３名以上の国税審判官等で構成する合議体の議決に基づき裁決
- ✓　民間専門家から任用された審判官も参加

2　必要に応じた職権調査

- ✓　当事者の主張・証拠に加え、必要に応じて国税不服審判所自ら調査

3　争点に主眼を置いた調査・審理

- ✓　双方の主張が対立する点（争点）を明確にし、そこに主眼を置いた調査・審理

4　迅速な処理への取組

- ✓　標準審理期間：1年
- ✓　１年以内の処理件数割合の目標：95%
  - ⇒　令和７年度の1年以内処理件数割合：98.8%

5　各種件数の推移など

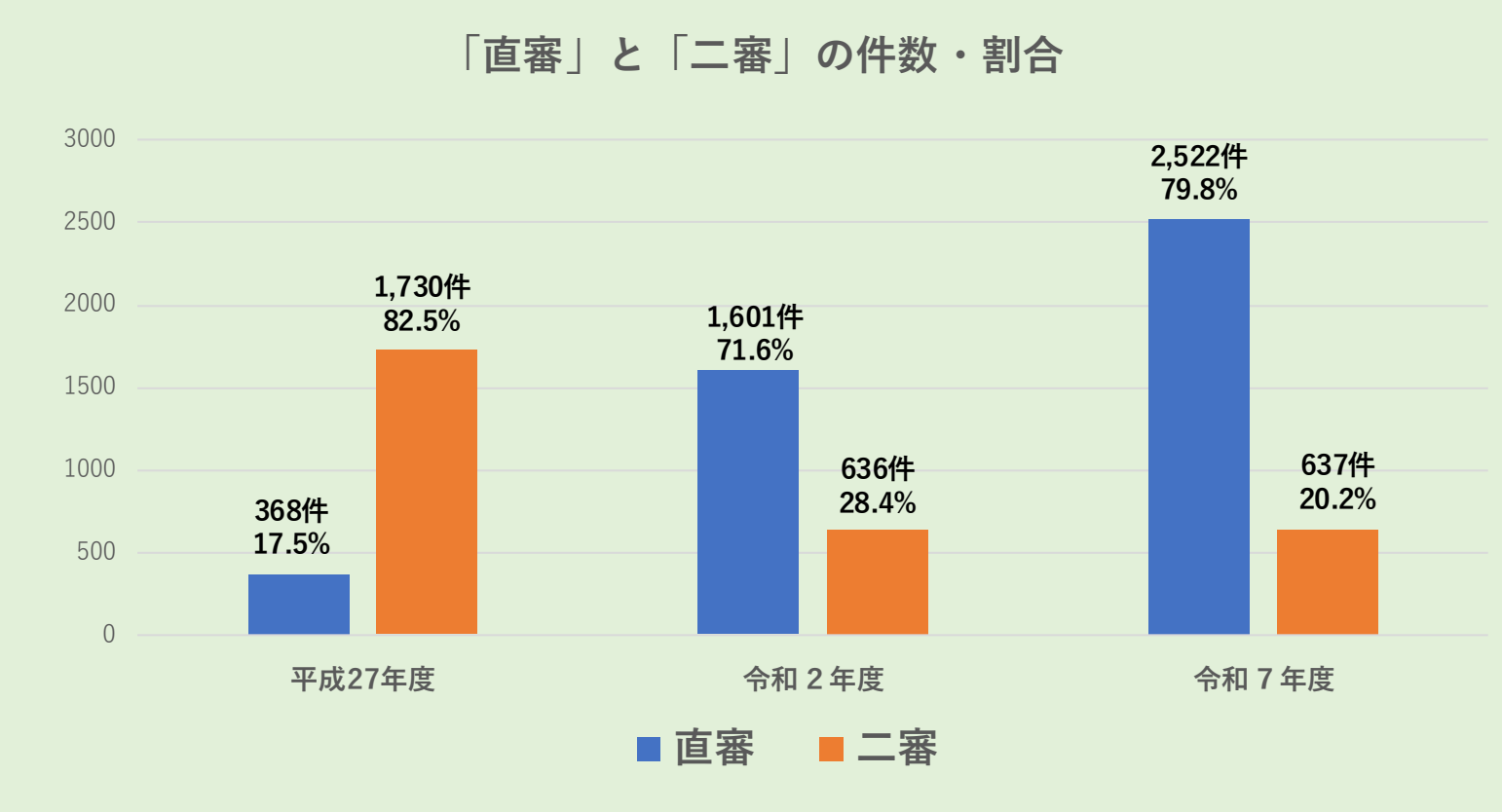
～ 審査請求の発生状況(1) ～

（単位：件）

区　分	課税関係						徴収関係	合　計
	申告所得税等	源泉所得税等	法人税等	相続税贈与税	消費税等	その他		
令和３年度	770	53	538	157	858	14	92	2,482
令和４年度	829	46	550	111	1,235	54	209	3,034
令和５年度	965	53	672	119	1,883	11	214	3,917
令和６年度	940	62	660	133	1,483	8	251	3,537
令和７年度	841	77	611	133	1,346	15	136	3,159

5　各種件数の推移など

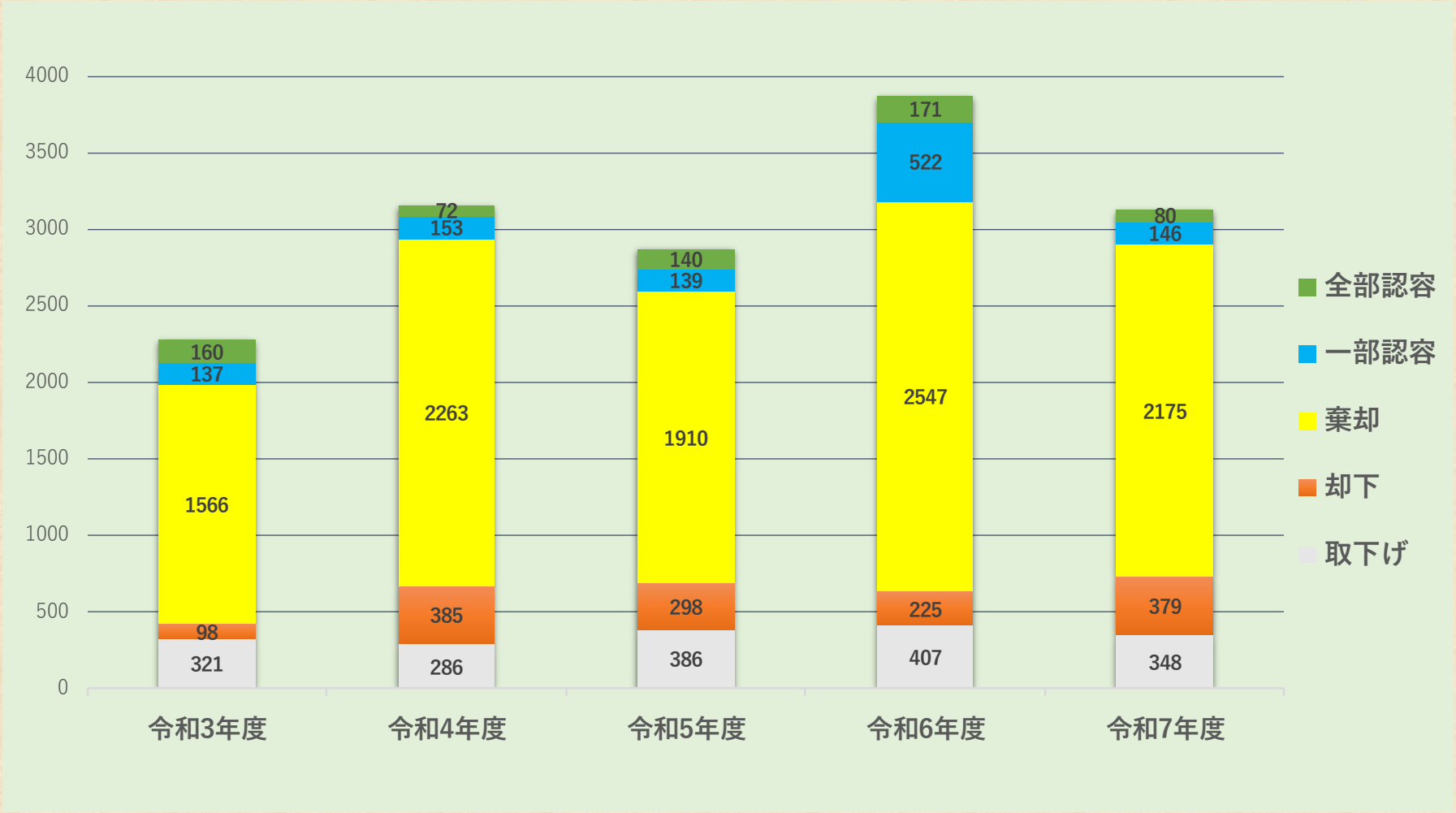
～ 審査請求の発生状況(2) ～



※「直審」は再調査の請求（平成27年度は異議申立て）を経ないで直接審査請求のあった件数
※「二審」は再調査の請求（平成27年度は異議申立て）を経た審査請求の件数

5　各種件数の推移など

～ 審査請求の処理状況 ～



6　審査請求の制度・手続、裁決事例などの調べ方

～ 国税不服審判所ホームページ https://www.kfs.go.jp/ について ～



6　審査請求の制度・手続、裁決事例などの調べ方

～ パンフレットなど ～





YouTube動画サイト

審判所ってどんなところ？
【国税不服審判所】

（39分30秒）

6　審査請求の制度・手続、裁決事例などの調べ方

～ 公表裁決事例の調べ方 ～



ホーム >> 公表裁決事例集等の紹介 >> 公表裁決事例要旨

公表裁決事例要旨

ここで紹介する「公表裁決事例要旨」は、国税不服審判所が設置された昭和45年から、これまでに裁決した事例のうち、法令の改廃、判決結果等を勘案したところで、参考となる裁決事例の要旨を掲載しています。なお、裁決の前提となった税制、税法等が変更となっている場合があることにご留意ください。

また、裁決事例を読むに当たっては、『裁決用語集』をご活用ください。

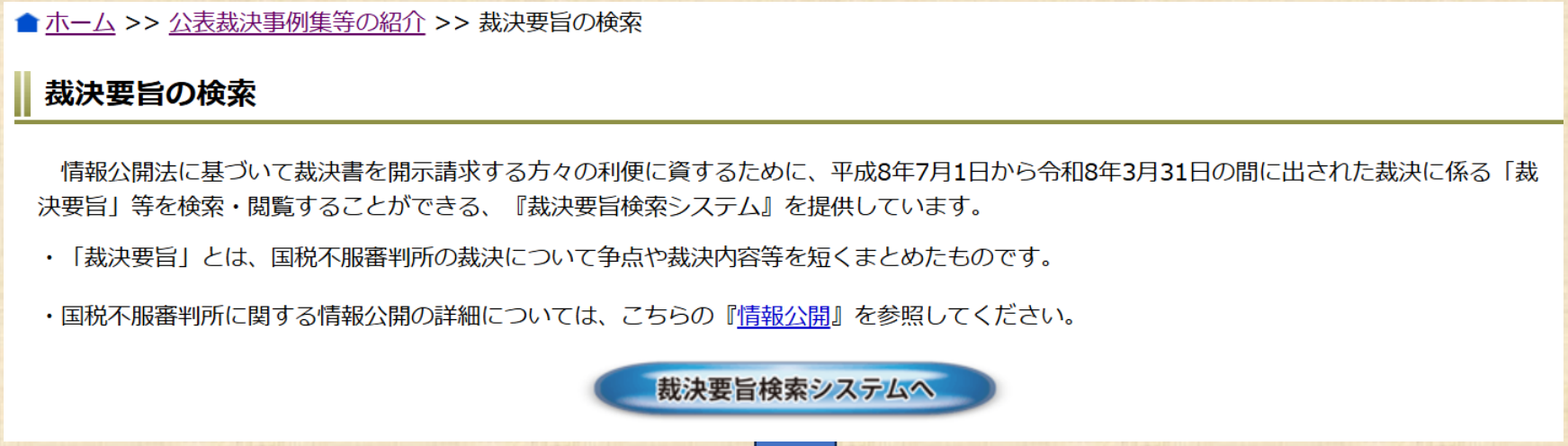
閲覧方法

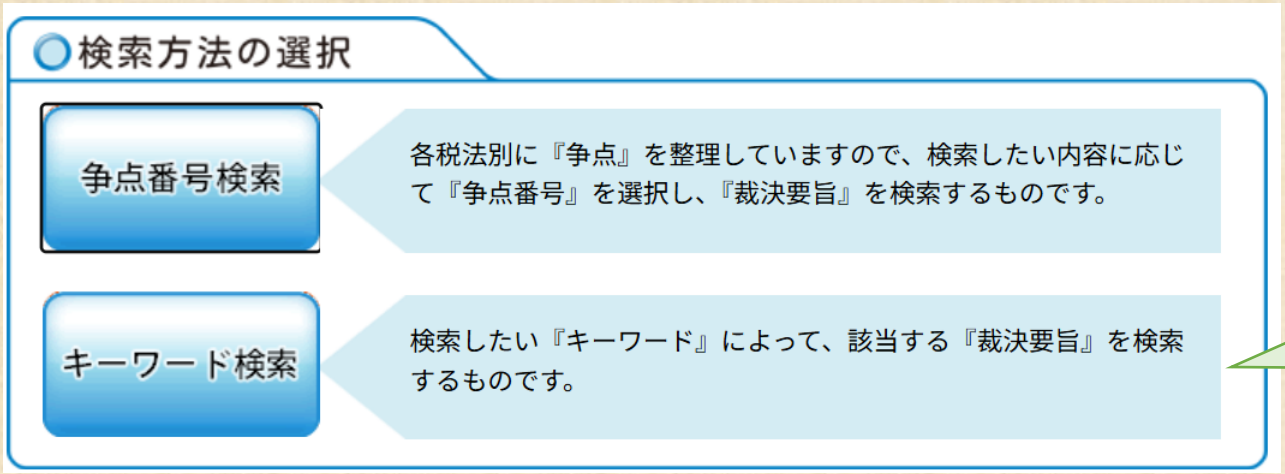
1. 次のメニューにある税目を選択すると、目次ページが表示され、ここから目的の分類を選択すると、該当する「裁決事例要旨」を閲覧することができます。
2. 目次ページのタイトル「○○法関係」の右側にあるメニューから、他の関係税法の目次ページに移動できます。ただし、「JavaScript」が無効な場合は利用できません。
3. 平成4年分以降の「裁決事例要旨」は「裁決事例」にリンクしています。各「裁決事例要旨」の本文右上に表示されている「▼」が付いた部分をクリックすると、対応する「裁決事例」が閲覧できます。

国税通則法関係	471件	所得税法関係	704件
法人税法関係	451件	相続税法関係	391件
消費税法関係	146件	地価税法関係	1件
登録免許税法関係	52件	印紙税法関係	4件
揮発油税法関係	5件	自動車重量税法関係	2件
国税徴収法関係	185件	租税特別措置法関係	288件
たばこ税法関係	1件		

6　審査請求の制度・手続、裁決事例などの調べ方

～ 裁決要旨の調べ方 ～





Aさんのケースの場合
「家賃　収入　時期」
「不動産　収入　時期」
などのワードで検索

ご清聴ありがとうございました。

本日の講座内容は、全て講演者の個人的な見解であり、税務大学校、国税不服審判所あるいは国税庁の公式見解を示すものではありません。